

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月27日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ - 12
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【電話番号】	03 - 6212 - 7034
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ - 12 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ - 12をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マクロミルをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれるすべての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注6) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注7) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27 A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が本書に記載される「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、本書に記載される「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等が実現することをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者若しくはその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。
- (注8) 各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常のセカンダリー業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則第14 e - 5条(b)(12)項の要件に従い、対象者の株式又は新株予約権付社債を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの買付け等の期間中に買付ける可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月12日付で提出いたしました公開買付届出書（平成25年12月24日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

7 応募及び契約の解除の方法

(1) 応募の方法

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の内容

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

臨時報告書

5 その他

公開買付届出書の添付書類

平成25年12月12日付公開買付開始公告

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
(訂正前)

公開買付者は、平成25年12月11日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるバニラスカイ（所有株式数：4,906,000株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びバニラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約（以下「杉本氏ら応募契約」といいます。）を締結しております。杉本氏ら応募契約において、杉本氏及びバニラスカイによる本公開買付けへの応募についての前提条件は定められておりません。

なお、杉本氏及びバニラスカイによれば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000株）については、本書提出日後に杉本氏からバニラスカイに対して譲渡し、バニラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、平成25年12月11日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるバニラスカイ（所有株式数：4,906,000株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びバニラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約（以下「杉本氏ら応募契約」といいます。）を締結しております。杉本氏ら応募契約において、杉本氏及びバニラスカイによる本公開買付けへの応募についての前提条件は定められておりません。

なお、杉本氏及びバニラスカイによれば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000株）については、本書提出日後に杉本氏からバニラスカイに対して譲渡し、バニラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。対象者が平成25年12月27日に提出した臨時報告書によれば、同日付で、かかる主要株主の異動が生じたとのことです。

<後略>

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受け付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類として「新株予約権原簿記載事項記載請求書」をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項記載証明書」を併せてご提出ください。「新株予約権原簿記載事項記載請求書」及び「新株予約権原簿記載事項記載証明書」の具体的な発行手続きにつきましては、対象者までお問い合わせください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受け付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類として「新株予約権原簿記載事項記載請求書」をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項証明書」を併せてご提出ください。「新株予約権原簿記載事項記載請求書」及び「新株予約権原簿記載事項証明書」の具体的な発行手続きにつきましては、対象者までお問い合わせください。

<後略>

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の内容

(訂正前)

公開買付者は、平成25年12月11日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるバニラスカイ（所有株式数：4,906,000株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びバニラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約を締結しております。当該公開買付応募契約において、杉本氏及びバニラスカイによる本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。なお、杉本氏及びバニラスカイによれば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000株）については、本書提出日後に杉本氏からバニラスカイに対して譲渡し、バニラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、平成25年12月11日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるバニラスカイ（所有株式数：4,906,000株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びバニラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約を締結しております。当該公開買付応募契約において、杉本氏及びバニラスカイによる本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。なお、杉本氏及びバニラスカイによれば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000株）については、本書提出日後に杉本氏からバニラスカイに対して譲渡し、バニラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。対象者が平成25年12月27日に提出した臨時報告書によれば、同日付で、かかる主要株主の異動が生じたとのことです。

<後略>

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

の有価証券報告書、の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本書提出日（平成25年12月27日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）第19条第2項第4号の規定に基づいて臨時報告書を平成25年12月27日に関東財務局長に提出

5【その他】

(訂正前)

対象者によって公表された平成25年12月11日付「平成26年6月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、同日開催の対象者取締役会において、平成26年6月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成26年6月期の中間及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(訂正後)

(1)「平成26年6月期配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者によって公表された平成25年12月11日付「平成26年6月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、同日開催の対象者取締役会において、平成26年6月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成26年6月期の中間及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(2)「株式会社電通マーケティングインサイトの子会社化完了及び商号変更等に関するお知らせ」の公表及び臨時報告書の提出

対象者は、平成25年12月25日付で、「株式会社電通マーケティングインサイトの子会社化完了及び商号変更等に関するお知らせ」を東京証券取引所において公表し、平成25年12月26日付で、臨時報告書を関東財務局長に提出しております。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです（以下抜粋）。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社電通マーケティングインサイト
住所	東京都中央区銀座七丁目4番17号
代表者の氏名	代表取締役社長 篠田 徹也
資本金	360百万円
事業の内容	マーケティングに関わるプランニング・支援サービス、マーケティングリサーチの企画・実施・分析サービス、情報収集・データ提供・分析サービス、データベースへの企画・設計・運営・サポートサービス他、その他の情報処理サービス

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	0個
異動後	666,123個

総株主等の議決権に対する割合

異動前	0%
異動後	51.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

平成25年12月25日に、株式会社電通マーケティングインサイトへの増資の払い込みが完了し、同社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成25年12月25日

以 上

公開買付届出書の添付書類

平成25年12月12日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

公開買付者は、平成25年12月11日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるバニラスカイ（所有株式数：4,906,000株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びバニラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約（以下「杉本氏ら応募契約」といいます。）を締結しております。杉本氏ら応募契約において、杉本氏及びバニラスカイによる本公開買付けへの応募についての前提条件は定められておりません。

なお、杉本氏及びバニラスカイによれば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000株）については、本公告日後に杉本氏からバニラスカイに対して譲渡し、バニラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、平成25年12月11日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるバニラスカイ（所有株式数：4,906,000株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びバニラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約（以下「杉本氏ら応募契約」といいます。）を締結しております。杉本氏ら応募契約において、杉本氏及びバニラスカイによる本公開買付けへの応募についての前提条件は定められておりません。

なお、杉本氏及びバニラスカイによれば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000株）については、本公告日後に杉本氏からバニラスカイに対して譲渡し、バニラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。対象者が平成25年12月27日に提出した臨時報告書によれば、同日付で、かかる主要株主の異動が生じたとのことです。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(9) 応募の方法及び場所

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受け付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類として「新株予約権原簿記載事項記載請求書」をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項記載証明書」を併せてご提出ください。「新株予約権原簿記載事項記載請求書」及び「新株予約権原簿記載事項記載証明書」の具体的な発行手続きにつきましては、対象者までお問い合わせください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受け付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類として「新株予約権原簿記載事項記載請求書」をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項記載証明書」を併せてご提出ください。「新株予約権原簿記載事項記載請求書」及び「新株予約権原簿記載事項記載証明書」の具体的な発行手続きにつきましては、対象者までお問い合わせください。

<後略>

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の内容

(訂正前)

公開買付者は、平成25年12月11日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるパニラスカイ（所有株式数：4,906,000株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びパニラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約を締結しております。当該公開買付応募契約において、杉本氏及びパニラスカイによる本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。なお、杉本氏及びパニラスカイによれば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000株）については、本公告日後に杉本氏からパニラスカイに対して譲渡し、パニラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、平成25年12月11日付で、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長である杉本氏（所有株式数：2,265,000株、所有割合：3.58%）及び杉本氏の資産管理会社であり、同氏が代表取締役を務めるパニラスカイ（所有株式数：4,906,000株、所有割合：7.75%）との間で、杉本氏及びパニラスカイが所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨を定めた公開買付応募契約を締結しております。当該公開買付応募契約において、杉本氏及びパニラスカイによる本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。なお、杉本氏及びパニラスカイによれば、杉本氏が所有する対象者普通株式（2,265,000株）については、本公告日後に杉本氏からパニラスカイに対して譲渡し、パニラスカイが本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。対象者プレスリリースによれば、かかる譲渡により、対象者において主要株主の異動が生じることが見込まれているとのことです。対象者が平成25年12月27日に提出した臨時報告書によれば、同日付で、かかる主要株主の異動が生じたとのことです。

<後略>